

# 令和4年度 事業計画

社会福祉法人

吉田町社会福祉協議会

# 令和4年度社会福祉法人吉田町社会福祉協議会事業計画

## 1 基本理念

ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち

## 2 基本目標

### (1) 基本目標 1

ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

### (2) 基本目標 2

だれもが安心して利用できるサービスの提供

### (3) 基本目標 3

地域福祉推進のための体制の強化

### (4) 基本目標 4

地域で安心して暮らせるまちづくり

## 3 令和4年度重点事業

### (1) 法人運営課

ア 第4期吉田町地域福祉活動計画の策定

(ア) 第4期吉田町地域福祉計画と連動した計画の策定

イ 成年後見制度に係る事業

(イ) 法人後見事業の実施

(イ) 市民後見人候補者に対する支援の実施

ウ 生活困窮者に対する支援

(ウ) 相談体制の強化

(イ) こども食堂の実施

エ 災害に備えた体制づくりの推進

(ア) 災害ボランティアセンターの体制構築

(イ) 災害を想定したマニュアル等の整備

(ウ) 近隣市町社協との連携

### (2) 包括支援課

ア 総合相談支援業務の実施

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を実施する。

#### イ 認知症総合支援事業（委託）の実施

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期発見・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を促進する。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

### (3) 在宅福祉課

#### ア 介護保険事業の経営安定化の継続実施

積極的に周知広報に努め、利用者の増加を図る。

#### イ 認知症対応に焦点を当てたサービスの実施

(ア) 認知症低下予防（シナプソロジー）を取入れたサービスの提供

(イ) 認知症介護研修を修了した職員の配置

#### ウ デイサービス以外の事業での認知機能低下予防の推進

デイサービス職員が取得したインストラクターの資格を活かし、デイサービス利用者以外に向けた認知機能低下予防（シナプソロジー）を実施する。

## 4 定款に基づく事業計画

### (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

#### ア 組織体制の強化

(ア) 新規職員の採用、教育

(イ) 規程等の見直しや業務の効率化を図るためのシステム構築

#### イ 職員資質向上のための活動

(ア) 職員資質向上のための研修を実施

(イ) 外部研修会（オンライン研修等）への参加

(ウ) 中部地区社会福祉協議会事務研究会等への参加

#### ウ 会員制度の充実、会員の確保

(ア) 情報発信の充実による事業の見える化

エ 事務局運営

- (ア) 理事会の開催
- (イ) 評議員会の開催
- (ウ) 監事監査の実施
- (エ) 評議員選任・解任委員会の開催

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ア 福祉体験学習サポートの実施

- (ア) 福祉出前講座の実施
- (イ) 福祉体験物品の貸出し
- (ウ) 福祉学習の提案とサポート

イ 人材育成事業の実施

- (ア) 小学生・中学生・高校生を対象としたプログラム
- (イ) ボランティア講座

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

ア 情報発信

- (ア) 社協だよりの発行（隔月・年間6回）
- (イ) センターだよりの発行（毎月・年間12回）
- (ウ) WEBサイトの運営  
ホームページによる情報発信と内容の充実

イ 福祉啓発事業

- (ア) 吉田町ふれあい広場の開催（10月）  
十分な感染症対策を実施し、地域住民が参加できる形での開催
- (イ) 社会を明るくする運動の啓発（7月）
- (ウ) 活動団体の運営支援  
福祉団体等活動費助成事業の実施

ウ 共同募金配分金の地域還元（助成事業）

- (ア) 地域活動費交付事業の実施
- (イ) いきいきサロン活動助成金交付事業の実施
- (ウ) 福祉教育活動支援金交付事業の実施
- (エ) 歳末たすけあい運動の実施

(4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

ア ボランティアセンターの運営

- (7) ボランティア募集に対する周知・広報
- (4) 個人・団体活動に対する支援
- (ウ) ボランティア保険の加入受付
- (エ) リサイクル支援（古切手、食料等）
- イ 災害ボランティアセンターの体制の構築
  - (7) 災害ボランティア人材の発掘及び図上訓練への参加
  - (4) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証
  - (ウ) 近隣市町社協との連携
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - ア ネットワークの構築
    - (7) 民生委員児童委員協議会との連携
    - (4) 自治会、町内会（隣組）との事業連携
      - a 社会福祉協議会費
      - b 社会を明るくする運動
      - c 赤い羽根共同募金運動
      - d 歳末たすけあい運動
      - e 社協だより配布
    - (ウ) 実習生等の受け入れ
  - イ 団体活動の支援体制の強化
    - (7) 当事者団体及び福祉団体への支援の実施
    - (4) 生活支援体制の把握に向けた地域活動への参加
    - (ウ) ボランティア連絡会等の実施
  - ウ 組織化及び運営支援
    - サロン活動への支援
- (6) 共同募金事業への協力
  - ア 募金運動の実施
    - (7) 赤い羽根募金
    - (4) 歳末助けあい募金
  - イ 共同募金配分金の活用
  - ウ 災害義援金による被災地支援の啓発
- (7) 居宅介護支援事業の経営
  - ア ケアプランの作成
  - イ 相談支援
  - ウ ケアプランの作成に伴う担当者会議の開催、サービス調整、退院支援等

- エ 実習生の受入れ
- (8) 老人デイサービス事業の経営
  - ア デイサービスセンターはあとふるの開設
  - イ 認知症対応に焦点を当てたサービスの実施【重点】
  - ウ デイサービス利用者以外に向けた認知機能低下予防（シナプソロジー）の実施【重点】
  - エ 周知広報の強化【重点】
  - オ 実習生の受入れ
- (9) 地域包括支援センターの経営
  - ア 包括的支援事業
    - (7) 地域包括支援センターの運営
      - a 総合相談支援業務【重点】
      - b 権利擁護業務
      - c 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
      - d 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
    - (8) 包括的支援事業（社会保障の充実分）
      - a 在宅医療・介護連携推進事業（委託）
      - b 生活支援体制整備事業
      - c 認知症総合支援事業（委託）【重点】
      - d 地域ケア会議推進事業
  - イ 介護予防・日常生活支援総合事業  
介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント）
  - ウ 任意事業  
家族介護支援事業
  - エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
  - オ 指定介護予防支援事業
- (10) 老人居宅介護等事業の経営
  - ア 介護保険認定者への訪問介護の実施
  - イ 周知広報の強化【重点】
  - ウ 実習生の受入れ
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
  - ア 居宅介護事業の実施
  - イ 重度訪問介護事業の実施
  - ウ デイサービスセンターはあとふるでの共生型サービス事業の

## 実施

### (12) 移動支援事業の経営

視覚障害により移動に困難を有する方及び知的障害又は精神障害により行動上困難を有する方を対象に移動支援事業を実施

### (13) 地域支援事業の経営

ア 介護予防・生活支援サービス事業の実施（通所型サービスA）

(ア) はあとふるパワリハA

(イ) おいしい集いA

イ 一般介護予防事業の実施

(ア) 認知症予防事業（はつらつ講座）

(イ) 介護予防普及啓発事業（おいしい集い）

(ウ) 運動器の機能向上事業（パワーリハビリ教室）

(エ) 運動器の機能向上事業（生きがいトレーニング）

ウ 外出支援サービス

エ 産前産後サポート事業

### (14) 福祉相談事業

ア 心配ごと相談事業の実施（年間24回）

イ 援護事業

(ア) 福祉用具の貸出し

a 車いすの貸出し

b 小型リフト車両の貸出し

(イ) ひとり暮らし高齢者の見守り

a 給食サービスの実施（年間12回）

b 緊急通報装置設置事業の実施

c 交流会の開催

d 絵てがみ等での交流・見守り

ウ 生活福祉資金貸付事業【重点】

エ 生活困窮者自立支援事業の実施強化【重点】

(ア) 家計相談支援事業の実施

(イ) 生活必需品等の給付又は貸与する事業の実施

(ウ) 緊急食糧支援事業の実施

(エ) 就労支援の実施

オ 権利擁護

(ア) 司法書士による権利擁護相談日の実施（年間12回）

(イ) 子どもの貧困支援の検討（こども食堂）

- (15) 善意銀行貸付事業
  - ア 世帯更生相談の実施
  - イ 善意銀行を原資とする住民サービスの実施
- (16) 吉田町老人福祉センター経営
  - ア 巡回バスの運行 毎週2回（火曜日・金曜日）
  - イ 健康体操教室の実施
  - ウ 趣味クラブへの活動支援（随時）
  - エ さわやかクラブへの支援（随時）
- (17) 福祉サービス利用援助事業
  - 日常生活自立支援事業の実施
- (18) 成年後見に関する事業
  - ア 法人後見事業の実施【重点】
  - イ 市民後見人候補者に対する支援の実施【重点】
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業
  - ア 高齢者移動支援事業の実施
  - イ 生活支援コーディネーター事業（地域支え合い推進員）
    - (ア) 資源開発
      - a 支援体制の把握
      - b 不足するサービス及び支援の創出
      - c サービス及び支援の担い手の養成
      - d 高齢者が担い手として活躍する場の確保
    - (イ) ネットワーク機能
      - a 関係機関者間の情報共有
      - b サービス提供主体間の連携の体制づくり
  - ウ 地域居場所づくりの支援
    - (ア) おいしい集い（栄養講習会）事業
    - (イ) 男性参加促進事業（健康麻雀等）卒業生への支援
    - (ウ) 子ども食堂の立ち上げ支援  
ボランティアへのフォローアップ、情報提供等
    - (エ) 生活支援コーディネーターによる通いの場等の地域の団体間交流支援
  - エ 公益を目的とする事業
    - (ア) 家族介護支援事業の実施
    - (イ) 吉田町健康福祉センターの経営



5 令和4年度年間行事予定表

月	年間行事	
4月		
5月	監事監査（事業・決算監査）	児童福祉月間
6月	理事会（事業・決算報告） 評議員会（事業・決算報告）	社協会費強化月間
7月		社会を明るくする運動
8月	福祉施設体験実習	特別会費強化月間
9月		老人福祉月間
10月	第40回吉田町ふれあい広場	赤い羽根共同募金運動
11月	中間監事監査	
12月	理事会（中間監事監査報告） 評議員会（中間監事監査報告）	障害者福祉月間 歳末たすけあい運動
1月		
2月	理事会（事業計画・予算）	
3月	評議員会（事業計画・予算）	

● 毎月の事業

- ・ 認知症予防事業  
（はつらつ講座9会場）
- ・ 介護者のつどい（隔月）
- ・ 心配ごと相談（月2回）
- ・ 司法書士による権利擁護相談
- ・ 介護予防普及啓発事業  
おいしい集い
- ・ 運動器の機能向上事業  
パワリハ教室  
生きがいトレーニング
- ・ 介護予防生活支援サービス事業  
おいしい集いA  
はあとふるパワリハA
- ・ 定例民生委員児童委員協議会  
（役員会及び定例会）
- ・ 高齢者給食サービス
- ・ 社協だより発行（隔月）
- ・ センターだより発行

● 常時実施している事業

- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 生活必需品等を給付又は貸与する事業
- ・ 緊急食糧支援事業
- ・ 就労支援事業
- ・ 生活福祉資金貸付相談
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 車いす・リフト車の貸し出し
- ・ 高齢者移動支援事業
- ・ 緊急通報装置設置事業
- ・ ボランティアセンター事業
- ・ 善意銀行貸付相談